

## サンドボックスに関する航空法の特例の主な論点

○ ご提案されていた航空法第132条の許可又は第132条の2の承認とみなす特例を設ける方向で検討したところ、以下の論点について整理する必要があると考える。

### (1) 本特例の効果について

・ 本特例の効果について、対外的な説明ぶりの整理が必要。

※ 立法事実を明かにしていただきたい。

※ 事務局から用例として示されている都市計画法の特例（国家戦略特区法第21条～第23条）等は、ワンストップ手続に関する規定が盛り込まれているが、航空法の特例案には同様の規定を設けることはできないことから、都市計画法の特例等と同様の説明ぶりで効果を説明できないのではないかと懸念。

### (2) 区域計画の記載事項について

・ 本特例においても、区域計画の新規認定及び変更認定に当たっては、現行の航空法の許可又は承認申請時に提出を求めている記載事項と同じ事項を審査できるよう法制上措置する必要がある。

※ 一部の計画記載内容の変更について、「軽微な変更」として内閣総理大臣の認定を不要とすれば、国土交通大臣が変更内容の確認し、必要な指導等を行うことができなくなることを懸念。

※ 一方で、現行の航空法の許可・承認の申請時に求めている記載事項について区域計画に全て記載することとした場合、その変更の度に内閣総理大臣の認定が必要。

### (3) 監督について

・ 実証実験実施中に事故等が発生した際の原因究明や再発防止策の実施、実施事業者への指導等を国土交通省が迅速に行うためには国家戦略特区法に何らかの規定を設ける必要があるかどうか、法制上の検討が必要。

※ 検討が必要な事項の例

みなし許可・承認の取消し規定の要否、航空法の許可・承認時に設定している条件の設定の方法 等